

令和3年度申告受け付け・相談日程表

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告受付・相談日程を一部変更します。

※申告受付会場内の密集を避けるため、できるかぎり郵送による申告書の提出をお願いします。(申告方法に関する詳細は市報2月号に掲載します)

※大雪などの悪天候により、日程に変更が生じる場合があります。

※混雑緩和のため、受付地区を指定させていただきますが、指定日に来られない方は、日程表のご都合の良い日程・会場をご利用ください。また、イベント等の開催状況により、駐車場が混み合う場合がありますので、ご了承ください。

市民税課市民税担当 ☎22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

吉田 ☎77-1113 大滝 ☎55-0101

荒川 ☎54-2111

秩父地区 (※地区公民館では申告を受けられません)		
受付時間 いずれも午前9時～午後4時		
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(火)	市民会館2階 第1会議室・ 第2会議室 ※秩父市役所本 庁舎の正面玄 関からお入り ください。	久那地区
2/17(水)		宮本・大沼・八幡・巴
2/18(木)		栄・旭・浦山
2/19(金)		上山田・中山田・下山田
2/22(月)		上寺尾・蒔田・田村・栃谷本・栃谷
2/24(水)		中寺尾・下寺尾・定峰
2/25(木)		太田・伊古田・品沢・堀切・小柱
2/26(金)		上黒谷・下黒谷
3/1(月)		諏訪
3/2(火)		宮崎・大野原
3/3(水)		桜木町・金室町・柳田町・阿保町
3/4(木)		大畑町・滝の上町・上宮地町
3/5(金)		中宮地町・下宮地町・相生町・別所
3/8(月)		東町・道生町・近戸町・永田町
3/9(火)		本町・中村町
3/10(水)	野坂町・熊木町・宮側町・番場町・上野町	
3/11(木)	日野田町・上町・中町	
3/12(金)		該当日に都合のつかない方
3/15(月)		

吉田地区		
受付時間 いずれも午前9時～午後4時		
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(火)	吉田総合支所	吉田阿熊
2/17(水)		吉田久長(久長上)
2/18(木)		吉田久長(久長元・藤頼)
2/19(金)		下吉田(取方)
2/22(月)		下吉田(桜井)
2/24(水)		下吉田(本町・上町・仲町・新志)
2/25(木)		下吉田(藤沢・関小暮)
2/26(金)		下吉田(新田原)
3/1(月)		下吉田(上野釜の上赤柴・橋倉)
3/2(火)		下吉田(布里田中・矢畑)
3/3(水)		下吉田(井上)
3/4(木)		下吉田(椋本)
3/5(金)		下吉田(椋本)・吉田石間・吉田太田部
3/8(月)		上吉田(塚越・明ヶ平)
3/9(火)		上吉田(小川・女形)
3/10(水)	上吉田(中島・千鹿谷・久形・女部田・大波見・小川戸)	
3/11(木)	上吉田(石間戸・大棚部・宮戸)	
3/12(金)		該当日に都合のつかない方
3/15(月)		

大滝地区			
受付時間 いずれも午前9時～午後4時			
と き	申告受付会場	申告受付対象地区	
2/16(火)	大滝総合支所	予約制 (☎55-0101) 該当日に都合のつかない方	
2/17(水)			
2/18(木)			
2/19(金)			※予約がない場合、長くお待ちいただくことがあります。
2/22(月)			
2/24(水)		麻生区、寺井区、上中尾区、栃本区、川又区	
2/25(木)		鶺鴒区、小双里区、中双里区、中津川区	
2/26(金)		三十槌区、大久保区、二瀬区、三峰区	
3/1(月)		強石区、大輪区、神岡区	
3/2(火)		栗場区、大血川区、大達原区、落合区	
3/3(水)			該当日に都合のつかない方
3/4(木)			
3/5(金)			
3/8(月)			
3/9(火)			
3/10(水)		※2月24日(水)～3月2日(火)の日程は、原則対象地区の方優先ですが、他地区の方でも申告できます。	
3/11(木)			
3/12(金)			
3/15(月)			

荒川地区		
受付時間 いずれも午前9時～午後4時		
と き	申告受付会場	申告受付対象地区
2/16(火)	荒川総合支所	名水久那(久那)
2/17(水)		石原(下石原・上石原2区・上田野北県住)
2/18(木)		石原(上石原1区・上石原3区)
2/19(金)		若御子(栃久保・船川)
2/22(月)		若御子(糺屋)
2/24(水)		若御子(越・上田野県住)
2/25(木)		上田野(事上・上半縄)
2/26(金)		上田野(下半縄)
3/1(月)		上田野(坂口)
3/2(火)		荒川日野(芦川・寺沢)
3/3(水)		荒川日野(下日野)
3/4(木)		荒川中央(大塚・松葉・小野原・鷺ノ巣・柴原・皆谷原住宅)
3/5(金)		下白久(豆原原・橋場・原)
3/8(月)		上白久(青梅・上サ・白久住宅)
3/9(火)		上白久(中野)・日向(上郷)
3/10(水)	日向(上平・反平・下郷)	
3/11(木)	鶯川(猪鼻・町分・古池・大指)	
3/12(金)		該当日に都合のつかない方
3/15(月)		

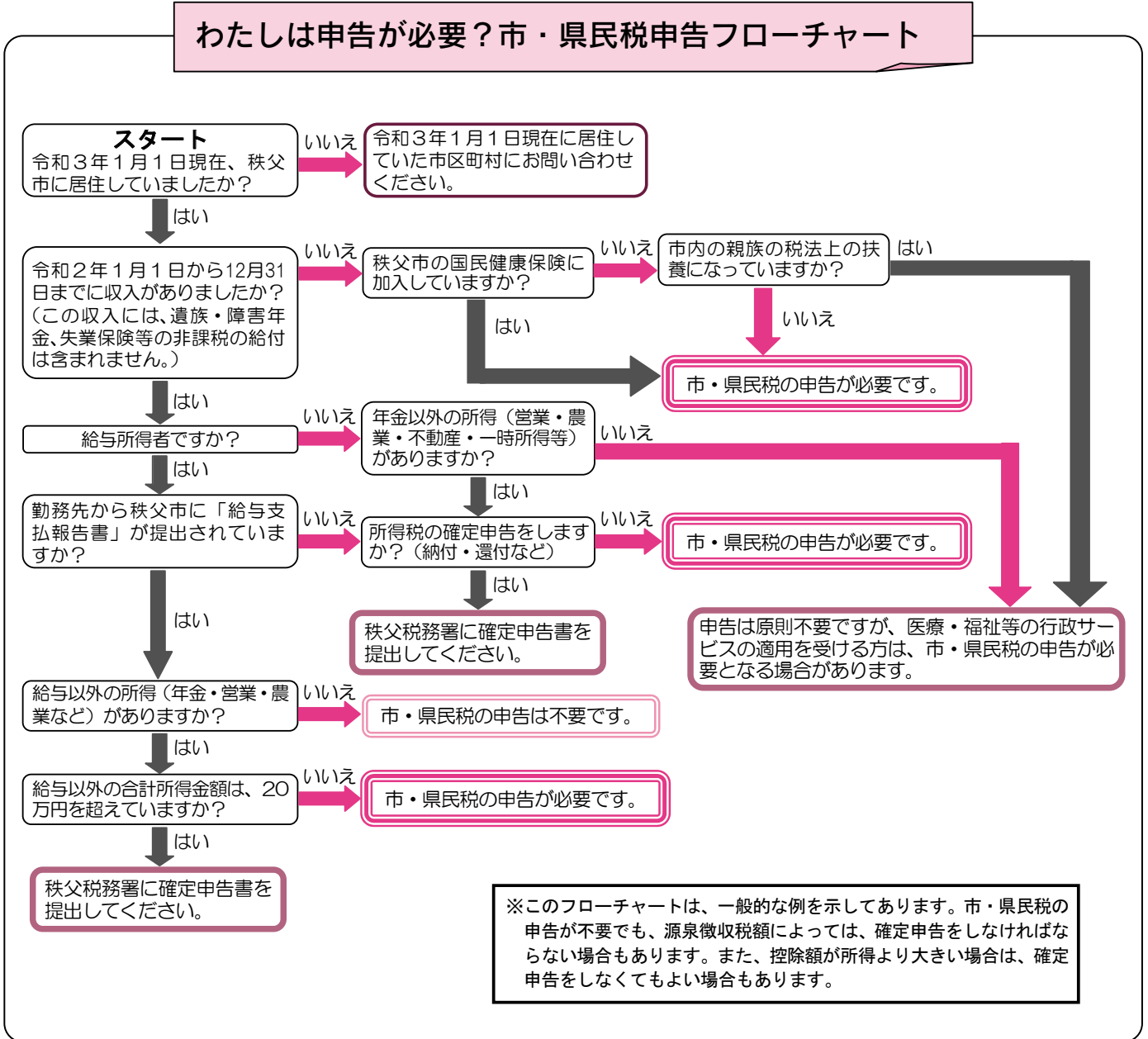
申告準備をお忘れなく！



令和3年度 市・県民税申告受け付け

この申告は、令和3年度の市・県民税(個人住民税)を算定するための基礎資料となります。また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、下記のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

申告受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)



公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、公的年金等のうち外国で支払われる年金など源泉徴収の対象とならないものについては、公的年金の収入が400万円以下であっても、確定申告が必要です。

また、確定申告が不要の方でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金から引かれていない社会保険料や生命保険料などの各種控除を市・県民税に反映させる場合には、市・県民税の申告が必要です。

問 市民税課市民税担当 ☎ 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課税務担当

吉田 ☎ 77-1113 大滝 ☎ 55-0101 荒川 ☎ 54-2111

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

令和2年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や市県民税の申告等で社会保険料控除の一部として使用できます。

なお、申告の際には次の書類が必要ですので、事前の準備をお願いします。

●申告の際に必要な書類

対 象	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税を納めた方 ・介護保険料を納めた方のうちで65歳以上の方 ・後期高齢者医療保険料を納めた方 	<ul style="list-style-type: none"> ○年金から特別徴収（天引き）されている方（本人のみ）： 年金保険者から送付される源泉徴収票 ※1月下旬までに送付 ○納入通知書で納付の方（負担者）：各個人で保管されている領収書 ○口座振替で納付の方（負担者）：市から送付される口座振替分の納付済通知書 ※1月下旬に送付

年金から特別徴収（天引き）されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、市が発行する保険料（税）の証明書が確定申告などに利用できます。原則、本人または同一世帯の方（代理人の場合は委任状などが必要）が、次の窓口で申請してください。

●市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付額確認書	収納課（市役所本庁舎1階13番窓口）☎22-2210 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎77-1113 大滝☎55-0863 荒川☎54-2115
②介護保険料納付証明書	高齢者介護課（市役所本庁舎1階7番窓口）☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0865 荒川☎54-2111
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課（市役所本庁舎1階2番窓口）☎25-5201 ※後期高齢者医療保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082 大滝☎55-0863 荒川☎54-2395

※①～③の証明書は、事情により窓口での申請が難しい場合、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。

日程決定

秩父市長選挙 秩父市議会議員補欠選挙

秩父市長選挙・秩父市議会議員補欠選挙の日程が、次の通り決まりましたのでお知らせします。



告示日 4月11日(日)

投票日 4月18日(日)

（秩父市長選挙・秩父市議会議員補欠選挙立候補予定者説明会）

と き 2月22日(月)
午後2時30分開始

と ころ 市役所本庁舎3階庁議室・会議室

出席者は、立候補予定者を含め2人以内をお願いします。

問 選挙管理委員会 ☎22-8200

償却資産（固定資産税）の申告はお早めに

令和3年1月1日現在、市内に事業用資産（償却資産）をお持ちの方は、申告が必要です。

また、太陽光パネルを設置した方や、個人で事業を行っている方も、償却資産の申告の必要があります。設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合は、資産税課までお問い合わせください。

申告期限 2月1日(月)

申請場所 資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課



～中小事業者、個人事業主の方へ～

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税を令和3年度に限り軽減します。

特例割合 令和2年2月～10月の任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年の同期間と比較して

①50%以上の減少…ゼロ ②30%以上50%未満の減少…2分の1

申告方法 認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから、2月1日(月)までに、申告してください。申告書の様式や必要書類の詳細については、市HPをご覧ください。

申・問 資産税課 ☎25-6076

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田☎77-1113 大滝☎55-0101 荒川☎54-2115